

## 認知症対応共同生活介護の内定申請受付要項

### 1 趣旨

本市では、「高齢者の多様な居住環境の実現」を目標に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護基盤の整備を進めています。

認知症対応型共同生活介護の指定については、介護保険法（以下、法という。）によって「川崎市介護保険運営協議会地域密着型サービス等部会」への意見照会が義務付けられているため、「内定申請」、「指定申請」の2段階の申請が必要となります。内定をする事業所数を超える申請があり、内定を得られなかった事業者については、指定申請を行うことはできません。

今回は、平成30年3月1日を開設期限とし、認知症対応型共同生活介護にかかる内定申請受付を行います。

### 2 日程

項目	日 程
質問受付期間	平成28年12月26日（月）～平成29年1月13日（金） ※電話による受付は行いません。必ず電子メール（6ページの【申請・お問い合わせ先】参照）にて御質問ください。なお、電子メールでの対応が難しい御質問は、個別対応いたします。また、質問受付期間外の御質問は受け付けませんので、御了承ください。公平性を期するため、受け付けた御質問及び回答については、質問受付期間終了後、1週間を目途として質問内容及び回答を川崎市公式ウェブサイトにおいて公表することを予定しております。
申請予約受付期間	平成29年2月1日（水）午前9時～ 平成29年2月7日（火）午後5時（厳守） ※ 予約受付期間中に申請書類の提出希望日を電話連絡してください。
申請書類受付期間 （申請書提出期間）	平成29年2月8日（水）～平成29年2月10日（金）
申請書類補正期限	平成29年2月16日（木）午後5時（厳守） ※ 提出書類で補正の必要がある場合に訂正していただく期間となります。
結果通知日	平成29年3月上旬（予定）
開設期限	平成30年3月1日まで（厳守）

### 3 関係法令等

都市計画（市街化調整区域、工業専用地域、特別用途地区、地区計画等）や農業振興地域制度（農業振興地域内の農用地区域）、建築協定などのまちのルールによって、それぞれの根拠法令等から福祉施設等を設置できない地域があります。

介護保険関連法令等を遵守することは当然ですが、事業を開始するにあたって、上記のような「都市計画法」や「農地法」、「建築基準法」や「消防法」等の関連する法令等を遵守した計画で、申請してください。

※ 「川崎市認知症対応型共同生活介護事業者等指定基準」第2条第5項及び第6項に該当する場合には内定取消等の措置を取る場合がございますので、予め御了承ください。

#### <基準抜粋>

- 5 行政処分及びそれに準ずる処分を受けた事業者については、申請から内定を受ける前にあっては、処分決定日において申請を無効とし、また、内定を受けた後にあっては、処分決定日において内定を取り消し、その翌日から起算して5年間が経過するまでの間に申請期間（市が申請書等によって申請を受理する期間をいう。以下同じ。）がある内定申請受付に申請できないものとする。
- 6 内定時に誓約した事項を遵守できなかった事業者については、天災その他不可抗力により事業者の責に帰すことができない場合を除き、遵守できなかったことが確定した日においてその内定を取り消し、その翌日から起算して5年間が経過するまでの間に申請期間がある内定申請受付に申請できないものとする。

### 4 内定後のスケジュール（本市への報告等）

- (1) 本要項に基づいて申請された事業所については、平成30年3月1日を開設期限とします。正当な理由なく、開設期限が遵守されない場合は、本要項の「11 内定の取消」に基づき内定取消となります。
- (2) スケジュールは、当該施設の整備にあたって必要な法令上の手続き、人員確保、工事等に要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって期限までに開設することが可能なものとしてください。
- (3) 「認知症対応型共同生活介護選定一覧」に得点する旨を記載した項目について、開設日の2か月前までに本市の確認を受けてください（確認方法は、別紙「認知症対応型共同生活介護事業者選定一覧確認方法」を参照してください）。正当な理由なく、本市の確認を受けない場合は本要項の「11 内定の取消」に基づき内定取消となります。
- (4) 開設後6か月、1年の経過時点で「認知症対応型共同生活介護選定一覧」に得点する旨を記載した項目について、事業所の体制状況を報告してください（報告すべき事項等については、開設後にお知らせいたします）。また、これ以降も、必要に応じて定期的な報告を求める場合があります。
- (5) 本要項に基づいた申請で、「認知症対応型共同生活介護選定一覧」に得点する旨を記載した項目については、法第78条の2第8項又は法第115条の12第6項に規定される指定の条件として付すこととなります（6年ごとの指定更新時にも同内容の条件を付します）。開設後に継続して当該条件を遵守することができない場合、行政指導や行政処分の対象となります。
- (6) 前各項目に定めるもののほか、本市が必要と判断した場合には、報告を求める場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

## 5 申請条件

### (1) 内定予定事業所数

市内各区について次のとおり内定を行う予定です。各区において、申請事業所数が内定予定事業所数を上回った場合、本要項の「9 事業所の内定方法」に記載する方法で事業所を内定します。

今回の受付では、1事業所で2又は3ユニット運営することを申請の条件とし、市内全域で20ユニットの内定申請受付を行います。(区ごとの申請数の制限はありません。)

### (2) 地域交流スペースの設置(30㎡以上)

地域交流スペースは、地域住民が集い、地域福祉の活動を行うことや、施設内における交流などを目的としたものであり、高齢化が一層進む2025年(平成37年)を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域交流スペースの果たす役割は更に大きくなることが予想されていることから設置するものです。

今回の受付では、認知症対応型共同生活介護事業所ごとに当該スペースを最低30㎡以上確保し、かつ、当該事業所を運営する事業者が管理・運営することを申請の条件とします。

なお、当該スペースの設置については、次の点に注意してください。

- ・一般の往来から目に入りやすい位置とし、地域住民が利用しやすい配置としてください。
- ・台所(一般家庭用)、専用トイレ及び専用手洗いを整備してください。
- ・机及びいす(高齢者が運びやすい計量のもの)を適当数配備してください。
- ・開設後は、原則無償(光熱水費等の実費は除く)とし、ボランティアグループ等による多様なサービスの提供や、介護予防、ミニデイサービス、食事会など地域住民との交流を進めてください。

また、地域交流スペースの設置に関して、本市の考え方を川崎市公式ウェブサイト上で公開しています。そちらも併せて御確認ください。

## 注意事項

地域交流スペースは、建築基準法や都市計画法などの関連法令等に基づき、事業予定地ごとに設置の可否が分かります。当該スペースは内定申請の条件としておりますので、必ず設置可能な事業計画で申請してください。

なお、内定申請後であっても、内定決定までに当該スペースの設置が不可能であることが判明し、そのことに正当な理由がない場合、本要項の「8 申請の無効」に基づき、申請が無効となります。

また、内定決定後であっても、当該スペースの設置が不可能であることが判明し、そのことに正当な理由がない場合、本要項の「11 内定の取消」に基づき、内定取消となります。

## 6 申請書類

申請にあたって、次の書類を提出してください。

- (1) 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者内定申請書（第1号様式）
- (2) 計画概要書・誓約書
- (3) 事業所案内図（A4）
- (4) 事業所平面図面
- (5) 造成計画平面図・断面図
- (6) 導水路台帳図の写し
- (7) 事業用地の求積図
- (8) 公図
- (9) 土地・建物の賃貸借契約書（仮契約書）等の写し
- (10) 土地・建物の登記簿謄本
- (11) 当該申請に係る事業に係る資産の状況（直近の決算書等）
- (12) 工事工程表（工事が必要な場合のみ）
- (13) その他選定基準において加点を証明する書類（認知症対応型共同生活介護事業者選定一覧を含む）
- (14) 認知症対応型共同生活介護の内定申請内容に関する誓約書
- (15) 併設サービスに関する確認書（併設サービスを運営する場合に限る）
- (16) 返信用封筒（82円切手を貼付したもの）

※ 申請書類のうち「計画概要書・誓約書」、「認知症対応型共同生活介護事業者選定一覧」、「認知症対応型共同生活介護の内定申請内容に関する誓約書」、「併設サービスに関する確認書」については、川崎市公式ウェブサイト上で様式を掲載しています。

<掲載ページ>

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021906.html>

## 7 申請方法等

「申請書類受付期間」に申請書類を提出してください。

提出にあたっては、「申請予約受付期間」のうち申請書類を提出する日時を電話予約してください。なお、「申請予約受付期間」及び「申請書類受付期間」は、本要項「2 日程」のとおりです。

<注意事項>

- (1) 申請に必要な書類に不足、不備等がある場合は、補正が完了するまで受付できませんので御注意ください（書類をお預りすることはできません）。
- (2) 申請時は、申請書類の内容等について説明可能な方が来庁してください（来庁人数は2名までとしてください）。
- (3) 提出された申請書類は、本内定申請受付に係る目的以外には使用いたしません。川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。
- (4) 申請書類は本市提出用を1部、事業者控え用を1部準備し、申請日当日にお持ちください（申請時は、本市提出用書類を御提出いただき、事業者の皆様には事業者控え用書類を御覧いただきながら、相互に確認しつつ、申請手続きを進めます）。
- (5) 提出された申請書類は、必要な範囲で複写する場合があります。
- (6) 「申請書類受付期間」以降の書類提出は認めません。ただし、審査のため、本市から別途追加書類を求めた場合はこの限りではありません。
- (7) 申請書類の受付後に補正の必要があると判断されたものについては、本市から申請者あて連絡し、「申請書類補正期限」までに訂正等をしていただく場合があります。ただし、審査のため、本市から別途追加書類を求めた場合はこの限りではありません。

## 8 申請の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を無効とします。

- (1) 申請資格がない法人の申請
- (2) 申請に必要な書類が不足している申請
- (3) 申請に必要な書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない申請
- (4) 申請に必要な書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている申請
- (5) 申請に必要な書類に虚偽の記載がある申請
- (6) 申請に必要な書類中その要領が不明確な申請
- (7) 申請書に記名押印のない申請
- (8) 本申請に関し不正な行為があった申請
- (9) 本要項で指定した事項に従わないで申請した法人の申請
- (10) 法第78条の2第4項各号および法第115条の12第2項各号に該当する者が行う申請
- (11) 関係法令等を満たさない申請（「3 関係法令等」を参照）
- (12) 「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」委員に接触した事実が認められた申請
- (13) 他の申請者から事業実施予定として申請されている用地または建物を使用する申請
- (14) その他、本要項で定める方法以外の方法で申請した法人の申請

## 9 事業所の内定方法

### (1) 申請内容の審査

別紙「認知症対応型共同生活介護事業者選定基準」（以下、選定基準という。）に基づき、採点を行います。

また、提出された申請の内容が関係法令等を満たしているか、確認します。

上記の状況を踏まえ、「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」において審査します。

※申請の内容が関係法令等を満たしていないことが確認された場合、本要項の「8 申請の無効」に基づき、申請を無効とする場合があります。

※開設後の報告義務については、「4 内定後のスケジュール」を御確認ください。

### (2) 事業所の内定

選定基準を参考に「地域密着型サービス等部会」での審査を総合的に評価し、事業所を内定します。

なお、「5 申請条件」に定める各区の内定予定事業所数の範囲内で内定します。

### (3) 結果の通知

結果については、すべての申請者に対して選考の終了後に通知します。

## 10 結果の公表・申請書類の取扱い

本申請受付の結果については、川崎市公式ウェブサイトで公表します。

また、選定された事業所の申請内容については、本市が公表できるものとし、福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適切なサービス選択に資する情報を市民に提供する観点から、別紙「認知症対応型共同生活介護の内定申請内容に関する誓約書」にて誓約していただいた項目についても、川崎市公式ウェブサイトで公表します。

なお、提出された申請書類一式は、御返却いたしませんので御了承ください。

## 11 内定の取消

内定後においても、次に掲げる事項に該当する場合は、内定の取消を行う場合があります。

なお、内定の取消に伴い生じる法人負担・損害等については、本市からの補填や賠償はありません。

- (1) 必要な許認可が取得できない場合、又は、重大な変更を要する場合
- (2) 正当な理由なく、計画変更や提案内容を守ることができない場合
- (3) 正当な理由なく、「認知症対応型共同生活介護事業者選定一覧」に得点する旨を記載した項目の履行について、開設日の2か月前までに本市の確認を受けない場合
- (4) 正当な理由なく、平成30年3月1日までに開設に至らないことが確実な場合
- (5) 申請書類の内容と大幅な差異を生じた場合
- (6) 申請書類に虚偽等が判明した場合
- (7) 「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」委員に接触した事実が認められた場合
- (8) 申請者である法人その他の団体（以下、法人等という）が、次のいずれかに該当する場合
  - ① 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員または暴力団員でなくなって5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
  - ② 法人等または役員等が暴力団または暴力団員等を使用している場合
  - ③ 法人等または役員等が暴力団または暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
  - ④ 法人等または役員等が暴力団または暴力団員等と密接な交際をしている場合
  - ⑤ 法人等または役員等が暴力団または暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- (9) 特段の事由もなく本市の指導に従わない場合
- (10) 法令遵守に抵触する事由が発生した場合（「3 関係法令等」を参照）
- (11) その他事業執行上、支障が発生した場合

## 12 留意事項

- (1) 内定申請受付に伴い、「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」委員に対しての接触を禁じます。

なお、接触の事実が認められた場合は、本要項の「8 申請の無効」又は「11 内定の取消」に基づき、「申請の無効」又は「内定の取消」となります。

- (2) 申請に関して必要な費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類について、申請内容等の確認のため連絡を行う場合があります。申請日当日にお持ちになった事業者控え用書類は必ず保管してください。
- (4) 事業を進めるにあたっては、地域密着型サービスという観点から、地域に根差した事業所として運営することができるよう、地域への説明及び必要な調整を行いながら進めるとともに、近隣への日照、騒音等の環境面にも配慮してください。

また、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において、地域と良好な関係を構築できるよう、誠意を持って対応してください。

### 【申請・お問い合わせ先】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

電話 044-200-2469

FAX 044-200-3926

E-mail [4Okosui@city.kawasaki.jp](mailto:4Okosui@city.kawasaki.jp)

所在地

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエアビル西館10階

## 認知症対応共同生活介護事業者選定基準

## 1 設置主体（75点）

- 1-1 認知症対応型共同生活介護（1項目）
- 認知症対応型共同生活介護の運営実績が3年以上あること 10点
  - 認知症対応型共同生活介護の運営実績が1年以上3年未満又は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護のいずれかの運営実績が1年以上あること 5点
- 1-2 資産状況
- 直近の貸借対照表又はこれに準ずる書類において、債務超過になっていないこと 20点
- 1-3 収支状況
- 直近の損益計算書又はこれに準ずる書類において、収支赤字になっていないこと 20点
- 1-4 かわさき健幸福寿プロジェクト
- 『かわさき健幸福寿プロジェクト』に参加申請している事業所を運営している法人であること 25点
  - 市内に事業所を運営していない法人は、開設後『かわさき健幸福寿プロジェクト』に速やかに参加することを確約すること 15点

## 2 建築計画（20点）

- 2-1 建築物の構造
- 建築基準法第2条に規定する耐火構造であること 10点
- 2-2 ユニットの形態
- ユニットが同一の階に設置されていること（階が分かれる等分断されていないこと） 10点

## 3 サービスの形態（135点）

- 3-1 看取り介護加算
- 看取り介護加算の体制を整えること 10点
- 3-2 医療連携体制加算（1項目）
- 医療連携体制加算を算定する体制を整え、看護師等の適切な配置を行い、全居住者の2分の1以上の痰吸引器を配置し、医療依存度の高い利用者（痰吸引、経管栄養、糖尿病等）の積極的な受け入れを行うこと 15点
  - 開設後1年以内に、医療連携体制加算の体制を整えること 10点
- 3-3 認知症専門ケア加算（1項目）
- 開設後1年以内に、認知専門ケア加算Ⅱの体制を整えること 15点
  - 開設後1年以内に、認知症専門ケア加算Ⅰの体制を整えること 10点
- 3-4 夜間支援体制加算
- 開設後1年以内に、夜間支援体制加算Ⅰ又はⅡの体制を整えること 10点
- 3-5 サービス提供体制強化加算（1項目）
- 開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅰーイの体制を整えること 5点
  - 開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅰーロの体制を整えること 4点
  - 開設後1年以内に、サービス提供体制加算Ⅱ又はⅢの体制を整えること 3点
- 3-6 短期利用認知症対応型共同生活介護
- 開設後1年以内に、短期利用認知症対応型共同生活介護（認知症対応型共同生活介護の施設の空床利用）Ⅰ又はⅡの体制を整えること 15点
- 3-7 併設サービス①
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設すること 25点
- 3-8 併設サービス②（1項目）
- 看護小規模多機能型居宅介護を併設すること 25点
  - 小規模多機能型居宅介護を併設すること 15点

3-9 短期利用居宅介護

- 開設後1年以内に、短期利用居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護又は小規模多機能型居宅介護の空床利用）の体制を整えること

15点

4 地域包括ケアシステムの推進（50点）

4-1 地域交流スペース

- 地域交流スペースを60㎡以上確保すること **30点**
  - 55㎡以上60㎡未満確保すること **25点**
  - 50㎡以上55㎡未満確保すること **20点**
  - 45㎡以上50㎡未満確保すること **15点**
  - 40㎡以上45㎡未満確保すること **10点**
  - 35㎡以上40㎡未満確保すること **5点**

4-2 地域バランス（1項目）※

- 認知症対応型共同生活介護が未整備の地域包括支援センターの担当地域に整備すること **20点**
- 認知症対応型共同生活介護が1か所の地域包括支援センターの担当地域に整備すること **10点**

**合計：最大280点**

**★注意★**

申請内容は、必ず実現可能なものとしてください。

※地域包括支援センターの整備地域について

4-2 地域バランス

<未整備の地域>

<b>20点</b>	幸区	幸風苑地域包括支援センター しゃんぐりら地域包括支援センター さいわい東地域包括支援センター
	中原区	とどろき地域包括支援センター
	高津区	すえなが地域包括支援センター 溝口地域包括支援センター
	麻生区	新百合地域包括支援センター

<1箇所地域>

<b>10点</b>	川崎区	恒春園地域包括支援センター
	中原区	ひらまの里地域包括支援センター
	高津区	陽だまりの園地域包括支援センター
	宮前区	レストア川崎地域包括支援センター 宮前平地域包括支援センター ビオラ宮崎地域包括支援センター
	多摩区	しゅくがわら地域包括支援センター よみうりランド花ハウス地域包括支援センター
	麻生区	柿生アルナ園地域包括支援センター